

議第25号

京都市立大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例を廃止する等の条例の制定について

京都市立大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例を廃止する等の条例

(京都市立大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例の廃止)

第 1 条 京都市立大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例は、廃止する。

(京都市立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第 2 条 京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例

第 1 条を次のように改める。

(保育料等の額)

第 1 条 幼稚園の保育料の額は年額132,000円とし，幼稚園の入園料の額は20,000円とする。

2 高等学校の入学料の額は，全日制の課程にあつては5,650円，定時制の課程にあつては980円とする。

第 1 条の 2 を削る。

第 2 条の見出し中「授業料等」を「保育料等」に改め，同条第 1 項中

「授業料（京都市立芸術大学の科目等履修生及び聴講生に係る授業料を除く。次項及び第5条を除き、以下同じ。）、委託料及び」を削り、「別表第2に掲げる区分により、每期又は毎月」を「12,000円を8月を除く各月」に改め、同項ただし書中「数期分又は」を削り、同条第2項中「入学考査料は入学願書を提出する際、入学料、」を削り、「学位審査手数料並びに京都市立芸術大学の科目等履修生及び聴講生に係る授業料は」を「入学料は、」に改める。

第3条の見出しを「(中途入園者等に係る保育料)」に改め、同条中「期中の中途において入学した者若しくは退学した者（転学した者を含む。）又は」を削り、「入園した者若しくは」を「入園した者又は」に改め、「それぞれ、当該期に係る授業料若しくは委託料又は」を削る。

第4条の見出しを「(休園者等に係る保育料)」に改め、同条第1項中「期の全期間を休学した者又は」及び「それぞれ、当該期に係る授業料又は」を削り、同条第2項中「期中の中途において休学し、若しくは復学した者又は」を削り、「休園し、若しくは」を「休園し、又は」に改め、「それぞれ、当該期に係る授業料又は」を削る。

第5条の見出し中「授業料等」を「入学料」に改め、同条中「授業料、委託料、入学考査料、」及び「及び学位審査手数料」を削る。

第6条の見出し中「授業料又は」を削り、同条中「学長及び」、 「授業料又は」及び「出席の停止又は退学若しくは」を削る。

第7条の見出し中「授業料等」を「保育料等」に改め、同条中「認めた」を「認める」に改め、「、授業料」を削り、「入学料、入園料及び学位審査手数料」を「入園料及び入学料」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

(京都市教職員互助組合に関する条例の一部改正)

第3条 京都市教職員互助組合に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「(大学を除く。)」を削り、「組合と」を「[組合]と」

に改める。

(京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「(大学を除く。)」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正)

第5条 京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附則第1項第2号中「(第8条第3項、第9条第2項及び第11条第1項第4号に係る部分に限る。)、第16条」を削る。

(京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第6条 京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「実施機関（京都市立芸術大学の学校医等にあつては市長を、その他の学校医等にあつては教育委員会をいう。以下同じ。）」を「教育委員会」に改める。

第3条及び第5条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第6条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(京都市教育相談総合センター条例の一部改正)

第7条 京都市教育相談総合センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「(大学を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前の期に係る京都市立芸術大学の授業料については、

なお従前の例による。

3 この条例による改正前の京都市職員の倫理の保持に関する条例の規定は、京都市立看護短期大学条例を廃止する条例附則第2項前段の規定によりなお存続する京都市立看護短期大学の学長、教員及び部局長並びに学校教育法第92条第1項に規定する助手については、なおその効力を有する。

4 この条例による改正後の京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害に対する補償について適用し、同日前に発生した災害に対する補償については、なお従前の例による。

提案理由

京都市立大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例を廃止する等の必要があるので提案する。